

デジタル技術の活用で生活をより良いものに変革することをデジタルトランスフォーメーション(DX)といいます。DXを推進して、行政サービスの利便性を向上させようとしている取り組みについて紹介します。



住民票や税務証明書などを取得可能 コンビニ交付サービス

(住民票など)

<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page098600.html>

(税務証明書)

https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0112_00054.html



住民票など



税務証明書

全国のコンビニエンスストアやイオン(成田店を含む一部店舗)などに設置されているマルチコピー機から住民票や税務証明書などを取得できます。

年末年始と機器点検に伴う休止日を除き、午前6時30分から午後11時まで利用できます。

必要な物 = マイナンバーカード(利用者証明用パスワード(4桁の暗証番号)が分からない場合は市民課(市役所1階)、下総・大栄支所で設定・更新が必要)

コンビニ交付サービスの利用方法

1 マルチコピー機の「行政サービス」を選択する

2 「証明書交付サービス」を選択する

3 マイナンバーカードを所定の場所に置き、読み取る

4 「お住いの市区町村の証明書」を選択する

5 マイナンバーカードの利用者証明用パスワード(4桁の暗証番号)を入力する

6 種別や記載事項の有無を選択する

7 発行部数を入力し、手数料を入金すると証明書が発行される



さらにいろいろな窓口で

キャッシュレス決済の拡大

https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page0107_00024.html



一部の窓口でクレジットカード・電子マネー・QRコード決済を導入しています。今月からは、市役所5階の一部の窓口と文化芸術センター事務室でも取り扱いを始めました。

キャッシュレス決済で支払えるものの例

- 戸籍謄(抄)本・住民票などの交付手数料
- 課税証明書・納税証明書などの交付手数料
- 建築台帳記載証明の発行手数料や都市計画図の旗布料金など
- 急病診療所の診療費
- イベントなどの入場料

利用できる窓口

- 市役所1階…市民課
- 市役所2階…市民税課・資産税課・納税課
- 市役所5階…道路管理課・建築住宅課・都市計画課・市街地整備課
- 下総・大栄支所
- 市民課赤坂分室・遠山分室
- 急病診療所
- スカイトウン成田4階…文化芸術センター事務室

利用できるキャッシュレス決済サービス





窓口での手続き時間の短縮に 申請ナビシステム

https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0120_00034.html



スマートフォンなどから事前に必要事項を入力することで、窓口での手続き時間を短縮できるサービスです。

利用できるのは市民課(市役所1階)での住民票と印鑑登録証明書の交付手続きです。

必要な物=マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類、印鑑登録証(印鑑登録証明書の場合)

申請ナビシステムの利用方法

1 申請ナビシステムから希望する手続きを選択する



2 住所・氏名などの必要事項を入力する



3 発行されるQRコードをスクリーンショットなどで保存する



4 市民課の窓口でQRコードを提示する

📱 スマートフォン講習会 📱

市では「デジタルサービスを利用したいけれど使い方が分からない」という人を対象に、オンライン申請の手続き方法などが学べる、スマートフォン講習会を開催します。

広報なりた10月15日号でお知らせしたものに続き、今後も開催予定です。日程は決まり次第、広報なりたでお知らせします。

※くわしくは行政管理課(☎20-1501)へ。



自宅で手続きが完結 オンライン申請サービス

<https://logoform.jp/pr/g0UyH>



スマートフォンなどから住民票や税務証明書などの申請が行えます。証明書類は後日、郵送します。機器点検に伴う休止日を除いて24時間利用できます。

手続きによっては、マイナンバーカードと本人認証アプリ「電子認証マイナサイン」がインストールされたスマートフォンなどが必要です。



iPhone用

電子認証
マイナサイン



Android端末用

取得できる証明書

証明書	オンライン申請サービス	コンビニ交付サービス	問い合わせ先
住民票	○	○	市民課 (☎20-1525)
印鑑登録証明書	×	○	
戸籍謄(抄)本	○*1	○*2	
戸籍の附票	○*1	○*2	市民税課 (☎20-1513)
課税証明書	○	○*3	
非課税証明書	○	○*3	
所得証明書	○	○*3	資産税課 (☎20-1514)
評価額証明書	○	×	
公課証明書	○	×	納税課 (☎20-1519)
納税証明書*4	○	×	

*1 市に本籍がある人のみ利用可

*2 市に住民記録と本籍がある人のみ利用可

*3 市に住民記録があり課税情報がある人のみ利用可

*4 個人名義以外(法人名義や固定資産税共有名義)の証明書・継続検査(車検)用の証明書を除く